

2024 年度

林業技能検定 受検案内 (1 級、2 級、3 級)

技能検定制度は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

今年度、林業に従事する人々の技能が国家検定制度にふさわしいと認められ、1 級、2 級及び3 級の等級区分により試験を実施することとなりました。

技能検定の合格者には等級ごとの合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。

受 検 申 請 期 間

2024 年 10 月 10 日 (木) 10 : 00 ~ 11 月 11 日 (月) 17 : 00

受検申請は、インターネットによる申請のみ受け付けています。郵送による受検申請は受け付けていませんので、ご注意ください。

また、実技試験は、試験会場の設備等の都合により受検者を制限させていただくことがあります。

厚生労働大臣指定試験機関



一般社団法人 林業技能向上センター
FORESTRY SKILLS IMPROVEMENT CENTER

【公式サイト：<https://ringyou-gino.org>】

林業技能検定試験の仕組み

【試験区分、試験日及び試験会場】

| 試験区分 | 学科試験 | 実技試験 | |
|--------|--------------|--|---------------------|
| | | 判断等試験 (実技筆記試験) | 製作等作業試験 (実技作業試験) |
| 試験実施日 | 令和7年1月25日(土) | 令和7年2月6日(木)～ 3月5日(水)のうち、セ ンターが指定する日 | |
| 試験実施場所 | センターが指定した会場 | センターが指定した会場 (会場の都合等により受 検者の希望に添いかねる 場合があります。) | |

【試験区分、等級区分別の受検手数料】

| 試験区分 | 学科試験 | 実技試験 | |
|----------|------|-------------------|---------------------|
| | | 判断等試験 (実技筆記試験) | 製作等作業試験 (実技作業試験) |
| 等級 区分 | 1級 | 9,800円 | 32,400円 |
| | 2級 | 9,800円 | 31,800円 |
| | 3級 | 9,800円 | — |

1 2024年度技能検定（1級、2級、3級）実施日程及び手続

(1) 受検案内の確認

当センターのホームページ（公式サイト）に掲載 **9月20日（金）～**



(2) 受検申請（インターネット申請）

① 受検申請登録期間（マイページから登録手続きを実施）

10月10日（木）10:00～11月11日（月）17:00

注）10月7日（月）10:00から公式サイトにアクセスし、マイページを作成することができます。



② 受検手数料払込期間（コンビニでの払込）

10月10日（木）～11月14日（木）

注）受検申請登録後、3日以内の払込が必要です。



(3) 受検票の送付、実技作業試験問題の公表

当センターより受検申請者に対して、学科試験・実技試験それぞれの受検票を発送（実技作業試験問題は、同日公式サイトに掲載。）。

12月5日（木）

注）12月12日（木）までに受検票が届かない場合は、当センター事務局までお問い合わせください。

また、受検票は合格発表まで大切に保管してください。



(4) 試験の実施

学科試験及び実技筆記試験 **1月25日（土）**

実技作業試験 **2月6日（木）～3月5日（水）のうち、当センターが指定する日**



(5) 正答の公表（学科試験）

公式サイトに掲載 **3月7日（金）10:00**



(6) 合格発表

公式サイトに掲載 **4月10日（木）10:00**

2 試験実施会場

2024 年度は、学科試験、実技試験とも愛媛県、熊本県で実施します。具体的な実施会場は、受検票及び公式サイトでお知らせします。

3 受検資格

下記に該当し、受検申請期間最終日に満 18 歳以上であることが必要です。

| 等級 | 受検資格 | |
|-----|--------------------------------|---------------------------------------|
| 1 級 | 5 年以上の実務経験 ^{※1} を有する者 | |
| 2 級 | 2 年以上の実務経験 ^{※1} を有する者 | |
| 3 級 | 学科 | 林業に従事している者及び従事しようとしている者 |
| | 実技 | 林業に従事している者及び従事しようとしている者 ^{※2} |

※1) 実務経験とは、林業に関する業務に継続的・反復的に携わった経験をいう。

※2) 実技試験の受検者は、労働安全衛生法施行規則第 36 条に掲げる特別教育を受講した者に限る。

4 試験の免除

(1) 試験の免除を受けられる範囲

| 等級別合格者等 | 免除の範囲 |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1 級の学科試験に合格した者 | 1 級、2 級及び 3 級の学科試験の全部 |
| 2 級の学科試験に合格した者 | 2 級及び 3 級の学科試験の全部 |
| 3 級の学科試験に合格した者 | 3 級の学科試験の全部 |
| 1 級の実技試験に合格した者 | 1 級、2 級及び 3 級の実技試験の全部 |
| 2 級の実技試験に合格した者 | 2 級及び 3 級の実技試験の全部 |
| 3 級の実技試験に合格した者 | 3 級の実技試験の全部 |
| 技能検定委員を 5 年以上務めた者 [※] | 1 級の学科試験及び実技試験の全部 |
| 技能検定委員を 3 年以上務めた者 [※] | 2 級の学科試験及び実技試験の全部 |

※) 技能検定委員のうち、チェーンソー作業に関して実務経験又は教育訓練の指導経験を 10 年以上有する者に限る。

(2) 免除の有効期間

学科試験又は実技試験の免除を受けられる期間は、当該試験に合格した日から 5 年間（最終年にあっては年度末まで）有効とします。

5 試験の概要

(1) 学科試験

学科試験は育林、素材生産作業全般を出題範囲として、以下のとおり実施します。

| 等級 | 出題形式 | 試験時間 | 配点 | 合格基準 |
|----|---------------------|------|-------|------|
| 1級 | 真偽法 25 問、四肢択一法 25 問 | 60 分 | 100 点 | 65 点 |
| 2級 | 真偽法 25 問、四肢択一法 25 問 | 60 分 | 100 点 | 65 点 |
| 3級 | 真偽法 30 問 | 30 分 | 100 点 | 65 点 |

(2) 実技試験

1級、2級の実技試験は下記ア、イの両方の合格、3級はアの合格が必要です。また、合格に当たっては、各級とも課題ごとの評価内容及び全体の両方の合格基準を満たしていることが必要です。なお、実技作業試験問題は、12月5日（木）に公式サイトで公表します。

ア 実技作業試験（製作等作業試験）

| 等級 | 課題 | 標準時間 | 打切時間 | 課題ごとの評価内容 | | | 全体 | |
|----|-------------------|------|------|-----------|-----|------|------|------|
| | | | | 評価内容 | 配点 | 合格基準 | 配点 | 合格基準 |
| 1級 | 受け口・追い口 作成作業 | 7分 | 10分 | 安全 | 50点 | 20点 | 100点 | 60点 |
| | | | | 精度 | 50点 | 20点 | | |
| 2級 | 受け口・追い口 作成作業 | 5分 | 7分 | 安全 | 50点 | 20点 | 100点 | 60点 |
| | | | | 精度 | 50点 | 20点 | | |
| 3級 | 課題1：チェーンソー組立作業 | 3分 | 4分 | 安全 | 20点 | 8点 | 100点 | 60点 |
| | 課題2：チェーンソー暖機運転 | — | 7分 | 安全 | 20点 | 8点 | | |
| | 課題3：丸太輪切り 作成作業 | 3分 | 4分 | 安全 | 30点 | 12点 | | |
| | | | | 精度 | 30点 | 12点 | | |

イ 実技筆記試験（判断等試験、1級、2級のみ実施）

| 等級 | 出題形式 | 出題範囲 | 試験時間 | 配点 | 合格基準 |
|----|-----------|----------------|------|-------|------|
| 1級 | 多肢選択法 5 問 | 植付、伐倒、造材、器具の整備 | 20 分 | 100 点 | 60 点 |
| 2級 | 多肢選択法 5 問 | 植付、伐倒、造材、器具の整備 | 20 分 | 100 点 | 60 点 |

6 受検手数料及び納付方法

(1) 受検手数料

| 等級 | 学科試験 | 実技試験 | 合計 |
|-----|---------|----------|----------|
| 1 級 | 9,800 円 | 32,400 円 | 42,200 円 |
| 2 級 | 9,800 円 | 31,800 円 | 41,600 円 |
| 3 級 | 9,800 円 | 31,000 円 | 40,800 円 |

(2) 納付方法

受検申請手続きの最後に決済方法の画面が現れますので、画面内容に従って受検手数料をお支払いください。

7 実技作業試験時に受検者が持参するもの

ア 保護具等

| 品名 | 仕様・規格等 |
|------------------------|---|
| ヘルメット | 飛来・落下（昭和 50 年労働省告示第 66 号）適合品で、変色等経年劣化していないもの※ 亀裂等の損傷がないもの（部位、長さを問わず亀裂は不可） 顎紐が付いているもの |
| 保護網（バイザー） もしくは保護めがね | 保護網（バイザー）：網が破れていないもの（1 cm以上の破れは不可） 保護めがね：亀裂等の損傷がないもの（1 cm以上の亀裂は不可） |
| イヤマフ もしくは耳栓 | イヤマフもしくは耳栓に亀裂等の損傷がないもの（1 cm以上の亀裂は不可） |
| 上着衣服 | 袖締まりの良い長袖の上着 |
| 手袋 | 破れ等で皮膚が露出していないもの（軍手の使用は不可） |
| 防護衣 | JIST8125-2 2022class1 以上 又は ISO、EN、ASTM、AS/NZS 規格 class1 以上の表示がある防護ズボン又はチャップス 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地を補修した跡がないもの ※ただし、防護材料を覆う部分以外（ポケットや臀部等）の損傷又は補修は除く |
| 履物 | JIST8125-3、ISO、EN、ASTM 規格及び AS/NZS 規格 class1 以上の表示がある安全靴 又は JIST8101 の表示のある金属製先しん付きの安全靴と JIST8105class1 以上の表示のある脚絆の併用 ※地下足袋型の履物では受検できない 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地を補修した跡がないもの ※ただし、金属製先しん付き安全靴の先しん部分の傷は除く |

※ 保護帽は、厚生労働省告示 66 号に適合し、型式認定を受けたものを使用すること。また、使用を開始してから F R P（熱硬化性樹脂）は 5 年、ABS, PC, PE（熱可塑性樹脂）は 3 年が交換の目安とされているため、変色等経年劣化していない保護帽を着用すること。

イ 作業用具

| 品名 | 仕様・規格等 |
|---------------------------|---|
| ロングハンドルチェーンソー※ (エンジン式) | 電動及びトップハンドルチェーンソーは不可 |
| ガイドバー | 安全に支障をきたす異常がないもの（亀裂は長さを問わず不可。5 mm以上の曲がりがあるもの、ドライブリンクが見えるガイドバーの消耗、欠けは不可） |
| ソーチェーン | 上刃の長い方が3 mm以下の長さになっている刃がひとつもないもの |
| ガイドバーカバー | ソーチェーンが露出するような損傷がないもの（テープ等で補修していれば可。また、スパイク部分の隙間は露出としない） |
| 工具類 | コンビネーションレンチ又はプラグレンチ等 |

※40 cc以上のチェーンソーはチェーンソーの規格(昭和52年9月29日労働省告示第85号)に適合したものを使用すること

※チェーンソーの燃料は、十分補給しておくこと

8 留意事項

(1) 受検申請について

ア 受検手数料について

受検手数料については、受検申請日の翌日から3日以内にコンビニで払込み手続きを行ってください。その期間に払込み手続きが行われない場合は受検申請が無効となり、再度申請手続きを行っていただくこととなります。

イ 特別の配慮を必要とする者について

障がい者など、技能検定試験を受検するに当たって特別の配慮を希望する方については、受検申請登録手続きの際、該当箇所に必要事項を入力することにより、一定の配慮を受けることができます。

ウ 3級実技試験の受検申請者について

3級実技試験の受検申請者は、労働安全衛生法施行規則第36条第8号に掲げる特別教育を受講した証明書等の画像を撮影し、アップロードしてください。

(2) 実技作業試験について

実技作業試験では、チェーンソー作業に先立ち、保護具等及び作業用具が失格要件に該当しないかどうかのチェックを行います。失格要件に該当した場合はこの時点で不合格となり、チェーンソー作業に進むことができませんので、事前のチェックを十分行ってください。

また、チェーンソー作業中、作業後においても、失格要件に該当した場合にはその時点で不合格となります。なお、失格要件の内容については、12月5日(木)に実技作業試験問題とともに公表予定です。

(3) その他

ア 合格証書を紛失・損傷したり氏名が変わった場合は、一定の手続きに従い再交付を受けることができます(事務手数料は2,200円(税込))。

イ 令和6年度技能検定実技試験、学科試験における関係法令については、原則として令和6年4月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。

よくあるご質問(Q&A)

○ 受検手数料について

Q1: 仕事、体調不良、冠婚葬祭などで試験を欠席した場合、受検手数料は返還されますか。

A1: 受検手数料払込後は、いかなる理由でも受検手数料は返還できません。また、次回以降の受検申請に充当することもできません。ただし、天災その他受検者の責に帰すことができない理由や当センターの都合により受検できなかった場合は返還することがあります。

Q2: 受検手数料はいつまでに払い込めばよいですか。

A2: 受検手数料は当センターが指定した方法により、申請日の翌日から3日以内にコンビニで払込手続きを行っていただきます。なお、受検手数料の領収書はマイページから発行できます。

Q3: 受検手数料に払込手数料は含まれますか。

A3: 払込手数料は、別途ご負担していただくことになります。

Q4: 受検手数料は課税対象ですか。

A4: 受検手数料は非課税です。なお、払込手数料は税込金額です。

○ 受検申請について

Q1: 受検申請手続きはどのように行ったらよいですか。

A1: 受検希望者は当センターのホームページから受検申請画面にアクセスし、マイページを作成後、手順に従い申請に必要な受検者情報を入力してください。なお、郵送での受検申請は受け付けておりません。

Q2: 受検申請の際にアップロードが必要な書類は何ですか。

A2: 3級の実技試験の受検希望者は、労働安全衛生法施行規則第36条第8号に定めるチェーンソー作業に係る特別教育を受講したことを証する書類を撮影した画像をアップロードしてください。

Q3: Q2の特別教育を受講したことを証する書類を紛失した場合は、どうしたらよいですか。

A3: [別添様式](#)による自己申告書を作成し、アップロードしてください。

Q4: 自営の林家は受検可能ですか。

A4: 受検可能です。ただし、労働安全衛生法施行規則第36条第8号に定めるチェーンソー作業に係る特別教育の受講していることが必要です。

Q5: 試験日及び試験会場は決まっていますか。

A5: 学科試験及び実技筆記試験については全国統一実施日が決まっています。また、試験会場は受検申請時に選択できます。

実技作業試験については試験期間中に当センターが指定する日で実施します。また、試験会場は受検申請時に選択できますが、会場の都合等によりご希望に添いかねる場合や受検をお断りする場合があります。なお、受検をお断りする場合は、受検手数料及び払込手数料については、当センターが負担して返還します。

Q6: 実技試験又は学科試験のどちらか一方だけ受検申請することはできますか。

A6: 一方だけの受検も可能です。

Q7: 受検申請が不受理となった場合の取扱いはどうなりますか。

A7: 受検資格のない受検申請があった場合は、当センターから申請者にお知らせするとともに、受検手数料については返金手数料を差し引いて返金いたします。

Q8: 実務経験とはどのようなものですか。

A8: 実務経験とは、林業に関する業務に継続的・反復的に携わった経験を指しています。受検申請の際、実務経験については自己申告制（第三者による証明は不要）です。

Q9: 申請した内容に誤りがあった場合はどうなりますか。

A9: 申請内容に受検資格などの重大な誤りがあった場合は試験を中止し、合格後においてもその決定は取り消されます。

○ 受検申請後の申請内容の変更について

Q1: 受検申請後のキャンセルはできますか。

A1: 受検手数料払込後のキャンセルはお受けしかねます。なお、受検資格のない受検申請があった場合は、当センターから申請者にお知らせするとともに、受検手数料については返金手数料を差し引いて返金いたします。

Q2: 受検申請後に、等級の変更はできますか。

A2: 受検手数料払込後の申請内容の変更はできません。

Q3: 受検申請後に引っ越したのですが、手続きは必要ですか。

A3: 受検申請期間中であれば、マイページ上で入力した住所の変更を行ってください。また、受検申請期間を過ぎてからはマイページ上での変更はできませんので、当センターホームページから受検者情報変更連絡書をダウンロードし、必要項目を記載の上、センターあてメールで送付してください (info@ringyou-gino.org)。いずれの場合も試験当日提示いただく本人確認書類の住所変更手続きを行うとともに、受検票や試験結果通知などが確実に届くよう、必ず郵便局で転居・転送サービスなどの手続きを行ってください。

Q4: 受検申請後に氏名が変わったのですが、手続きは必要ですか。

A4: 当センターホームページから受検者情報変更連絡書をダウンロードし、必要項目を記載の上、氏名が変わったことが分かる書類（戸籍抄本）の写しを添付して、センターまで郵送してください。

○ 受検票について

Q1: 受検票が届かない場合は、どうすればよいですか。

A1: 受検票の発送日から1週間（12月12日（木））を経過してもお手元に届かない場合は、当センターまでご連絡ください

Q2: 受検票を紛失した場合や試験当日忘れた場合は、どうすればよいですか。

A2: 試験当日に以下のいずれかの本人確認証を受付で提示し、担当者の確認を受けた後に受検してください。なお、本人確認書類が提示できない場合は、受検できません。

①本人確認ができる以下の写真付き身分証明書（現物のみ、有効期限内のものに限る。）

| | | |
|----------|-----------|-------|
| 運転免許証 | マイナンバーカード | パスポート |
| 特別永住者証明書 | 在留カード | |

② ①以外の場合は、以下の一覧から2点により確認（有効期限内のものに限る。）

| | | |
|-------------|------------------|-----|
| 健康保険証 | 住民票（交付日より3ヶ月以内） | 社員証 |
| マイナンバー通知カード | 戸籍抄本（交付日より3ヶ月以内） | 学生証 |

○ **試験当日の対応について**

Q1:実技作業試験で保護具や道具等を忘れた場合は、試験会場で貸出可能ですか。

A1: 貸し出しは一切行いません。

Q2:身体に障がい等があるが、受検の際に配慮してもらえますか。

A2: 視聴覚等の障がいがあり、通常の試験方法による受検に支障がある等により受検上の配慮を希望する方は、受検申請の際の申出により、一定の配慮を受けることができる場合があります。なお、申出の時期や障がいの内容によっては配慮できない場合もあります。また、上記手続きがないまま試験会場で申出があっても対応いたしかねます。

○ **試験結果について**

Q1:学科試験の正答を知りたいのですが、公開されますか。

A1:学科試験実施後、試験問題及び正答を当センターホームページ上で公開します(令和6年度の公開は、令和7年3月7日(金)を予定しています。)

Q2:学科試験の正答の理由や配点など、採点内容について知りたいのですが。

A2: 採点内容については非公開ですので、一切お答えできません。

Q3:合否結果はどのようにわかりますか。

A3: 実技試験又は学科試験の合否結果については、合格発表日に当センターから書面で発送します。また、当センターホームページ上に、各級の合格者の受検番号を掲載します。

○ 合格証書について

Q1: 技能士の資格を持っていることは、何をもって証明できますか。

A1: 1級は厚生労働大臣名、2級及び3級は当センター代表理事理事長名で合格証書が交付されます。

Q2: 合格証書が紛失・損傷した場合の手続きはどうすればよいですか。

A2: 合格証書を紛失し、若しくは損傷したときは、技能検定合格証書再交付申請書を当センターホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、センターに郵送することにより再交付を受けることができます。その際、合格証書を損傷した場合は損傷した合格証書を添える必要があります。なお、再発行の事務手数料として2,200円(税込)がかかります。

Q3: 結婚などによって氏名が変わった場合の手続きはどうすればよいですか。

A3: 氏名を変更したときは、技能検定合格証書再交付申請書を当センターホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、センターに郵送することにより再交付を受けることができます。その際、合格証書及び氏名を変更したことを証する書面(戸籍抄本)を添える必要があります。なお、再発行の事務手数料として2,200円(税込)がかかります。

○ 防護靴について

Q1: 防護靴に class1～3の表示がなく、level1～3の表示がある防護靴は使用できますか。

A1: level1～3の表示はEN規格適合品表示なので、使用できます。

Q2: 製品カタログ及び取り扱い説明書に ISO、EN 規格認証品とありますが、防護靴に表示がないものは使用できますか。

A2: 防護靴に class 1等の表示をしていない製品がありますが、製品カタログ及び取り扱い説明書で ISO、EN 規格認証品の確認ができる防護靴は使用できます。

Q3: 規格表示の一部が消えている防護靴は使用できますか。

A3: 表示の一部が消えていることをもって、使用できないとはしません。ただし、試験問題に掲げている靴の規格でなければ使用できません。

○ その他

Q1:実技試験又は学科試験の講習会や勉強会等はセンターで開催していますか。

A1:技能検定に係る講習会等は開催していません。

Q2:試験の参考となる書籍等について教えてください。

A2:当センターでは試験の参考となる資料は作成していません。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（厚生労働省）」のほか、既存の林業作業用教材などをご活用ください。

●林業技能検定に係るお問い合わせ先

一般社団法人 林業技能向上センター 事務局

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-16 丸石第2ビル6階

TEL : 03-4334-7377

E-mail : info@ringyou-gino.org

HP : <https://ringyou-gino.org>